 <b>水道ホットニュース</b>	<p>(財)水道技術研究センター 〒105-0001 東京都港区虎ノ門 2-8-1 虎ノ門電気ビル 2 F TEL 03-3597-0214, FAX 03-3597-0215 E-mail <a href="mailto:jwrchot@jwrc-net.or.jp">jwrchot@jwrc-net.or.jp</a> URL <a href="http://www.jwrc-net.or.jp">http://www.jwrc-net.or.jp</a></p>
---	--

## 英国（イングランド及びウェールズ）の水道水質規則の改正について （その 1）

### （はじめに）

英国（イングランド及びウェールズ）の水道水質に関する規制は、これまで、イングランド地域については「2000 年水道水質規則（the Water Supply (Water Quality) Regulations 2000）」以下「基本規則」という。」によって、ウェールズ地域については「2001 年水道水質規則（the Water Supply (Water Quality) Regulations 2001）」以下「ウェールズ基本規則」という。」によって行われてきました。これらの「基本規則」は、「EC 飲料水指令（the Drinking Water Directive）」のうち英国（イングランド及びウェールズ）に関連する事項等を定めたものです。

一方、英国の「環境・食糧・農村地域省（Defra : the Department for Environment, Food and Rural Affairs）」は、最近の飲料水（水道水）を取り巻く様々な状況の変化等を踏まえ、「基本規則」を改正することとしました。

この改正された基本規則は「2007 年改正水質規則(the Water Supply (Water Quality) Regulations 2000 (Amendment) Regulations 2007)、以下「改正基本規則」という。」とされています。

主な改正点は、「基本規則」で規定している「浄水処理及びリスク評価」の実務に関する改正、水道事業者等に課せられている報告及び情報公開に関する改正などであり、この改正基本規則は、2007 年 12 月 22 日から施行されます。

なお、今回の「基本規則」の改正については、いわゆるパブリックコメント（public consultation）が、2006 年 12 月 29 日から 2007 年 3 月 31 日まで行われました。

寄せられたコメントは合計 50 件であり、その内訳は、水道会社等 22 件、Water UK 1 件、政府関係機関 7 件、学会・コンサルタント等 14 件、地方公共団体等 6 件となっています。

以下に「改正基本規則」等の概要を紹介することとしますが、英国の水道関連法制度は複雑なところがあり、もし誤り等がありましたらお許しいただくとともにご指摘いただければ幸いです。

#### [ 資料 : 水質規則 ]

- ( 1 ) 2000 年水道水質規則 ( The Water Supply (Water Quality) Regulations 2000 )

<http://www.opsi.gov.uk/SI/si2000/20003184.htm>

- ( 2 ) 2001 年水道水質規則 ( The Water Supply (Water Quality) Regulations 2001 )

<http://www.hmsso.gov.uk/legislation/wales/wsi2001/20013911e.htm>

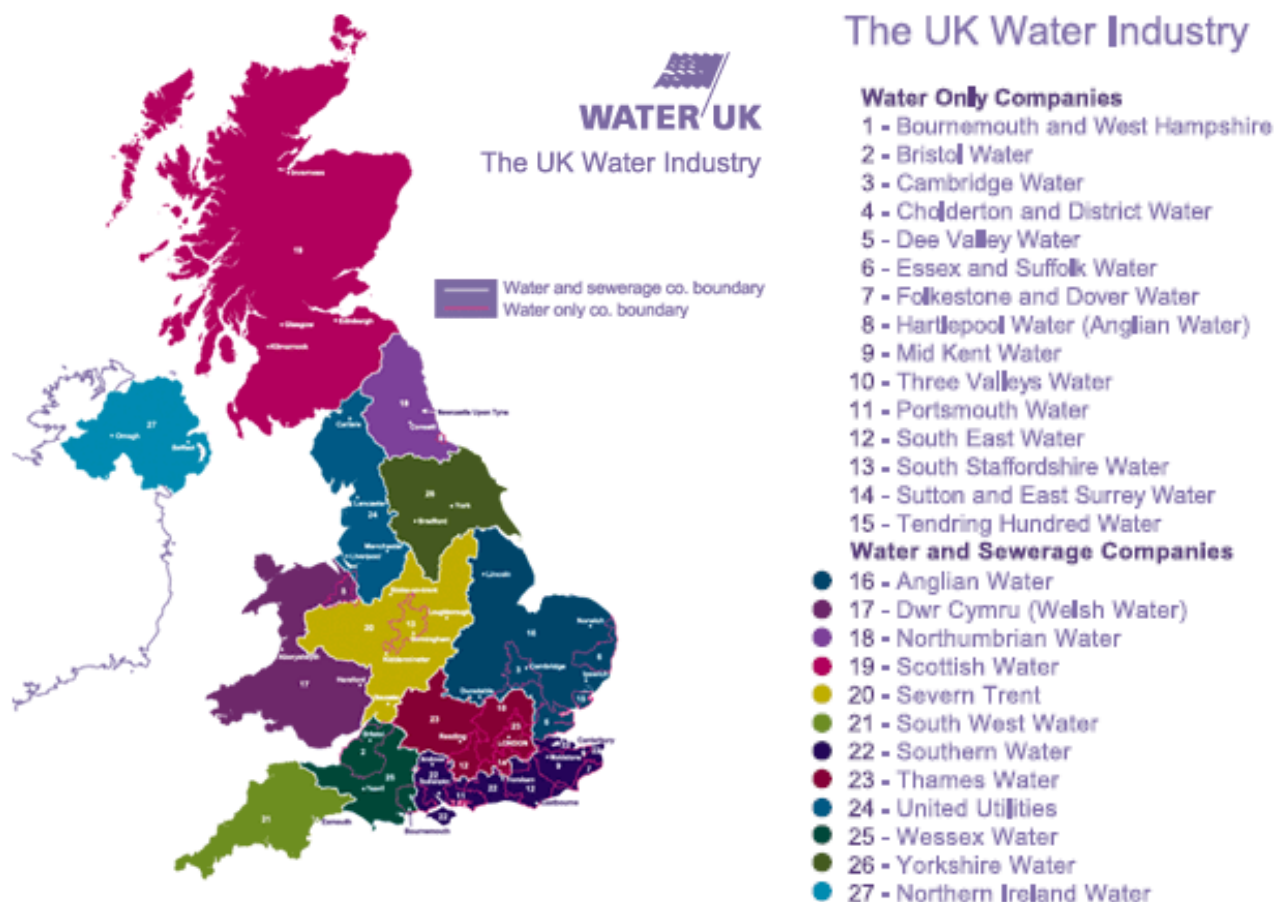
- ( 3 ) 改正基本規則関係 ( 環境・食糧・農村地域省ホームページ )

Amendment of the Water Supply (Water Quality) Regulations 2000 and the Water Supply (Water Quality) Regulations 2001

<http://www.defra.gov.uk/corporate/consult/waterregs-amend/index.htm>

## [ 参考 ] Water UK について

Water UK は、英国（スコットランド及び北アイルランドを含む。）の 27 水道会社（15 の水道専門会社及び 12 の上下水道会社）で構成されている団体です。



（出典）<http://www.water.org.uk/home/our-members>

## 1 . 背景

基本規則では、水道水についての EC 指令に基づく水質基準項目に加えて、英国独自の水質基準項目も定めている。

基本規則では、「水道会社（statutory water undertakers）」及び「水道水供給事業者（licensed water suppliers）」に対して、水の安全及び清浄を確保すること、基準適合を検査するためサンプリング分析を行うこと、水が安全でない場合には原因を調査し対処措置を行うことなどを要求している。

また、「飲料水指令」のイングランド及びウェールズへの適用に加えて、「表流水取水指令（Surface Water Abstraction Directive）」に基づく浄水処理の必要性についても規定している。

一方、「水枠組み指令（Water Framework Directive）」の水質に関する条項のうち、「人の消費に向けた地下水及び表流水（Groundwater and surface water intended for human consumption）」に関する条項が 2007 年 12 月 22 日から発効することに伴い、「表流水取水指令」は廃止される予定である。

さらに「水枠組み指令」には、取水水質の保全と監視プログラムの策定という新たな要求が含まれている。

（参考）European Parliament Fact Sheets 4.9.5. Water protection and management

[http://www.europarl.europa.eu/facts/4\\_9\\_5\\_en.htm](http://www.europarl.europa.eu/facts/4_9_5_en.htm)

## (注)「水道水供給事業者 (licensed water suppliers)」について

2005年12月1日から、水道水を1年間に5万m<sup>3</sup>以上使用する業務用の顧客は、水道水の供給について、「現在の水道会社」又は「水道水供給事業者」のどちらかを選択できるようになった。なお、この新たな競争原理は、水道には適用されるが、下水道サービスには適用されない。また、顧客は一定の条件に適合していなければ、購入先を選択することはできない。

一方、「水道水供給事業者」には、二つのタイプがある。

一つ目は「小売りライセンス (retail license)」である。この形態は、現行の水道会社から水道水を購入し、その水道水を顧客に売るものである。サービスの外部委託する場合を除き、水道水供給事業者は請求書を送付し、水道メーターを検針し、水道料金に関する問い合わせに対応する。

二つ目は「兼備ライセンス (combined license)」である。この形態は、水道水を現行の水道会社の供給システムに注水するとともに、その水道水を顧客に売るものである。「小売りライセンス」と同様に、サービスの外部委託する場合を除き、水道水供給事業者は請求書を送付し、水道メーターを検針し、水道料金に関する問い合わせに対応する。

(出典) [http://www.ccwater.org.uk/upload/doc/Eligibility\\_Infleaflet\\_July07.doc](http://www.ccwater.org.uk/upload/doc/Eligibility_Infleaflet_July07.doc)

## 2. 改正のポイント

「飲料水指令」の目的は、水道水が安全で清浄であることを確保することにより、人の消費に向けた水の汚染による悪影響から人の健康を保護することにある。

「基本規則」及び「ウェールズ基本規則」は、飲料水指令をイングランド及びウェールズに適用するとともに、水道水質に関する規定を追加している。今回の規則改正の主要なポイントは、次のとおりである。

- (1) 新たな規制は、水道会社及び水道水供給事業者に対し、水道水源の監視を課している。これは、浄水処理及び配水システムにおけるリスクアセスメントの実施を支援するとともに、「飲料水保護地域 (drinking water protected areas)」に関する「水枠組み指令」に基づく環境庁の監視プログラムを補完するものとなる。
- (2) 現在は、病原性原虫であるクリプトスポリジウムに対してのリスクアセスメント、モニタリング及び浄水処理を求めているが、今後は、浄水処理及び配水システムにおける人の健康に対するあらゆるリスクに対する全般的な条項に置き換えられる。
- (3) 現在の罰則はクリプトスポリジウムのみに関したものであるが、今後は、十分な浄水処理及び消毒に関する条項に関連した全般的な罰則に置き換えられる。
- (4) 水道会社及び水道水供給事業者が負うべき広報等に関する負担は、インターネット等に置き換えられることにより軽減される。

(出典) [http://www.legislation.gov.uk/si/em2007/uksem\\_20072734\\_en.pdf](http://www.legislation.gov.uk/si/em2007/uksem_20072734_en.pdf)

## 3. パブリックコメントで提起された問題点と政府の対応 (概要)

「基本規則」の改正に対するいわゆるパブリックコメント (public consultation) の反応は、全般的には改正を支持するものであった。以下に示した事項は、パブリックコメントに対する回答者から、多くの懸念が提起されたり、議論を呼び起こしたものである。

### 3.1 より良い規制と規制影響分析 (Better regulation and Regulatory Impact Assessment) (意見)

意見の提出者は、改正案がリスクを基としたものではなく、多くの場合、従来から用いられてきた規範的な (prescriptive) 手法を採用しているのではないかと懸念している。上下水道業界は、改正

案が必要なものかどうか、疑問を持っている。また、規制影響分析( the Regulatory Impact Assessment (RIA)) のコスト分析に対する懸念や、上記「2. 改正のポイント」で示した4つの改正案が不必要に複雑なものとなっているとの懸念を持っている。

#### (政府(Defra)の対応)

政府としては、提示した案はより良い規則(better regulation)という原則に一致していると考えているが、それでもなお、よりリスクを基としたものに規則を改正するための手法を講じることとした。新たな規定では、リスク管理を水道会社の責任としているが、それは、そうすることが最適であるからである。

規制影響分析のコスト分析についても、レビューを行った。当初案は、モニタリング・分析に関連したコストを低く見積もっていた可能性があった。しかし、新たな規定では、水道会社の分析関連の負担が当初案に比べて大きく減少している。水道会社が戦略を定めるまでは厳格なコスト分析を行うことはできないが、政府は負担をより軽減するものであると考えている。

一方、今回の改正は4セットとなっているが、そのうちの2セットは比較的マイナーなものである。また、「表流水取水指令」の廃止のスケジュールを考えると、現在の手法が唯一実地的なやり方であると認識している。

### 3.2 二重規制と責任転嫁(Regulatory overlap and transfer of responsibility)

#### (意見)

何人かの回答者は、「水枠組み指令」に基づく国内の「管轄機関」としての「環境庁(the Environment Agency)」が原水モニタリングの責任を持つべきであるという見解を示している。これらの回答者は、改正案は責任とコストの転嫁であると解している。また、必要なモニタリングの範囲についても懸念が出されている。環境庁は、リスクアセスメントにおける環境庁の役割を明確にするよう求めている。

#### (政府(Defra)の対応)

新たな規定では、水道会社は水源のリスクアセスメント及び原水のモニタリングの責任を有する。モニタリングはよりリスクを基としたものとなり、また、リスクアセスメントの実施において、水道会社は**水枠組み指令のリストにある優先物質**を考慮することとなる。

提案は、水道原水の取水地点において水枠組み指令の要求を全部実施することを意図したものではなく、新たな規則は、この点でより限定したものとなっている。環境庁は「水枠組み指令の管轄機関」として、追加のモニタリングを実施することとなるであろう。

(注)「EU水枠組み指令に基づく優先物質(Priority substances under the Water Framework Directive)」の内容に関心のある方は、以下を参照されたい。

[http://ec.europa.eu/environment/water/water-dangersub/pri\\_substances.htm](http://ec.europa.eu/environment/water/water-dangersub/pri_substances.htm)

(文責) センター常務理事兼技監 安藤 茂

#### 配信先変更のご連絡等について

「JWRC水道ホットニュース」配信先の変更・追加・停止、その他ご意見、ご要望等がございましたら、会員様名、担当者様名、所属名、連絡先電話番号をご記入の上、下記までE-メールにてご連絡をお願いいたします。  
〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-8-1 虎ノ門電気ビル2F (財)水道技術研究センター ホットニュース担当

E-MAIL : [jwrchot@jwrc-net.or.jp](mailto:jwrchot@jwrc-net.or.jp)

TEL 03-3597-0214 FAX 03-3597-0215

また、ご連絡いただいた個人情報は、当センターからのお知らせの配信業務以外には一切使用いたしません。